

## 法制審議会ハーグ条約（子の返還手続関係）部会概要報告

平成 23 年 11 月 22 日

法務省 民事局

法制審議会ハーグ条約（子の返還手続関係）部会における検討状況の概要は以下のとおりである。

### 1 これまでの部会の開催状況

- (1)7 月 13 日 第 1 回部会
- (2)7 月 25 日 第 2 回部会
- (3)9 月 9 日 第 3 回部会
- (4)9 月 22 日 第 4 回部会
- (5)10 月 17 日 第 5 回部会
- (6)10 月 28 日 第 6 回部会
- (7)11 月 11 日 第 7 回部会

### 2 パブリックコメントの実施

第 4 回部会までの議論を取りまとめ（別添資料参照）、9 月 30 日から 10 月 31 日までの間、パブリックコメントの手続に付した。

### 3 ヒアリングの実施

#### (1) 概要

日時:10 月 28 日（金曜日）第 6 回部会

対象者:長谷川京子 兵庫弁護士会所属弁護士

山口恵美子 公益社団法人家庭問題情報センター常務理事

#### (2) 内容

##### ア 長谷川京子弁護士（中央当局の役割や体制整備に関する部分を抜粋）

- DV や虐待の証拠は残りにくい。数少ない客観的証拠を審理に提供するためには、中央当局が十分に協力を果たすことが必要である。元の国に残った証拠が相互主義の下、日本の裁判所に提出されるように、各国との間で協力関係を確立する努力をしてほしい。また、中央当局経由で得られた証拠資料が日本の裁判所で日本語により十分吟味されるため、その翻訳を中央当局の責任で行ってほしい。
- 在外公館が DV に関する相談事実等の公証機能を果たすことが考えられる。在外公館が現地邦人から相談を受けた場合、現地での被害者支援機関等を紹介でき、機関等からも報告を受けられるようにすれば、そ

の内容を記録化し、後の裁判で使えるのではないか。

- ハーグ条約事案の調査の体制を設けてほしい。子の連れ去りの原因子と親又は国との関係、返還後の子の監護状況、監護についての裁判の結果についての信頼性のある調査を行う体制作りが必要である。

#### イ 山口恵美子常務理事

- 子どもは離婚経験において、自尊感情の損傷、自罰感情、怒り、不安、心身症状や発達遅滞等の影響を受け得る。
- 最重要課題は早期解決である。そして、その後のサポート、ケアが子どもの安定において非常に大きい。
- 今後誰と暮らすのか、両親のいずれとも断絶状態にはならないための方法を話し合うための返還であるということを理解させ、それが実現されることが重要である。また、子どもなりに納得することが重要である。
- 子どもの年齢と発達度については、3歳から4歳は、自発的な主張ができ始める年齢であり、6歳から7歳は、その場の雰囲気の影響を受けやすく、9歳から10歳になると自己主張ができるようになる。この年齢からの子どもの意向は大事にしていかなければならないと認識している。もっとも、両親の別離等を契機に年齢不相応な加熟傾向にある子どももある。
- 面会交流が保証されたことで、親権の問題も落ち着いてくるということが多い。